**平成２５年（フ）第６７号**
茨城県土浦市板谷６丁目665番地120　ハッピーライフ202、開始決定時の住所茨城県土浦市板谷６丁目683番地３
破産者　中久喜としゑ
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第６８号**
茨城県土浦市板谷６丁目665番地120　ハッピーライフ202
破産者　中久喜鉄矢
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第４５９号**
静岡市駿河区西脇1320番地　西脇ハイツ403号
破産者　青木　直行
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４９６号**
静岡県御前崎市白羽4162番地の15
破産者　堀川　　豊
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５７３号**
静岡市駿河区中島2862番地の４　中島団地Ｓ42―204号
破産者　山梨みちる
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６５２号**
静岡県焼津市本町２丁目12番８―306号　ヴィラマリソール焼津
破産者　増田　良彦
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６７６号**
静岡県焼津市大覚寺143番地の１　第２コロナハイツＡ101、旧住所静岡県焼津市本町１丁目６番28号
破産者　鈴木　紀子
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３６８号**
静岡県駿東郡清水町久米田143番地の１　アーバンシティ清水町弐番館208号、前住所静岡県伊豆の国市守木817番地
破産者　大津　宣樹
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１４号**
愛知県知多郡東浦町大字森岡字取手59番地の11、従前の住所愛知県半田市北二ツ坂町１丁目２番地の15　ＣＯＭ’Ｓ二ツ坂５―Ｂ
破産者　西山　伸治
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１６７８号**
名古屋市中川区東起町２丁目33番地の１　ヤマトマンション東起102号、従前の住所名古屋市中川区一色新町３丁目1410番地　宝マンション一色新町Ｂ棟411号
破産者　松井　哲也
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１８２２号**
大阪府吹田市山田西２丁目15番１―401号、開始決定時の住所名古屋市中川区八熊２丁目21―24　パークハウスＹＡＧＵＭＡ1001
破産者　西島　幸雄
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２２１３号**
名古屋市千種区猪高町大字猪子石字猪々道145番地の６　第一アリストマンション401号
破産者　ＭＩＯ電気空調設備こと　外川内　誠
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４２７号**
京都市右京区鳴滝本町23番地14
破産者　京呉服やつがこと　八ツ賀英樹
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８０７号**
大阪市北区大淀北１丁目３番１―1008号、開始決定時の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目35番地の７
破産者　松井　美佳
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９６０号**
兵庫県三田市三輪１―14―８　サウスアプローズ未来205、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ２棟202号
破産者　戸次　将太
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２７５号**
広島市南区丹那新町12番１号、開始決定時の住所広島市安佐南区中須２丁目６番２―803号
破産者　大村技工所こと　大村　　嶺
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２７６号**
広島市南区上東雲町22番11―401号、開始決定時の住所広島市安佐南区中須２丁目６番２―803号
破産者　大村　眞紀
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部